

北海道聴覚障害教育研究会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は北海道聴覚障害教育研究会と称する。

第 2 条 本会は北海道の特別支援学校（聴覚障がい）に勤務する教職員及び他の聴覚障がい教育に携わる関係機関の教職員を会員として組織する。なお、本会の主旨に賛同して入会を希望する者は特別会員として入会できる。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は自主的な校内研究を中心として、全国的な視野から研究活動を行い、本道の聴覚障がい教育の向上と発展を図る。

第 3 章 事 業

第 4 条 本会は所期の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 共同研究の推進と研究成果の交流
- (2) 研究大会及び各種研修会の開催
- (3) 関係諸機関及び関係諸団体との提携事業
- (4) 会報の発行
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 機 関

第 5 条 本会は所期の目的を達成するために、研究推進協議会を置く。

第 6 条 研究推進協議会は役員で構成する。

第 7 条 研究推進協議会は本会の最高決議機関であり、年 1 回以上開く。

第 8 条 研究推進協議会は会長が召集する。

第 9 条 研究推進協議会は次のことを決める。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画
- (4) 研究の推進
- (5) 研究大会の運営の基本事項
- (6) 予算及び決算
- (7) 関係諸機関及び関係諸団体との連絡
- (8) その他、本会の運営に関すること

第 10 条 研究推進協議会は構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第 5 章 役 員

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 研究推進委員 若干名
- (4) 監 事 2 名

第 12 条 会長は会を代表し、会務を統轄する。

第 13 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第 14 条 研究推進委員は研究推進協議会において第 9 条の会務を行う。

第 15 条 監事は研究推進委員から選出し、本会の会計監査に当たる。

第 16 条 役員任期は 1 か年とする。

第 6 章 役 員 の 選 出

- 第 1 7 条 会長、副会長及び監事は、研究推進協議会において選出する。
第 1 8 条 研究推進委員は各特別支援学校（聴覚障がい）ごとに 1 名を選出する。
第 1 9 条 研究推進協議会の承認に基づいて、本会に顧問を置くことができる。

第 7 章 事 務 局

- 第 2 0 条 本会に事務局を設け、事務局内に事務局長（1 名）、事務局次長（1 名）、事務局員（若干名）を置く。
第 2 1 条 事務局は研究推進協議会の決議に基づき、本会の事業に関する事務を処理する。
第 2 2 条 事務局長は本会の事業に関する事務を統括し、事務局次長は事務局長を補佐し、事務局員は会計、庶務の業務をする。

第 8 章 会 計

- 第 2 3 条 本会の経費は、会費並びに研究助成金等をもって充てる。
会費は 3, 3 0 0 円とし、全日聾研負担金 1, 5 0 0 円を含む。
第 2 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 3 1 日で終わる。

第 9 章 附 則

- 第 2 5 条 研究運営細則については別に定める。
第 2 6 条 この会則は昭和 3 7 年 5 月 1 0 日から実施する。
- ・昭和 4 2 年 5 月 4 日 一部改正
 - ・昭和 5 5 年 5 月 9 日 一部改正
 - ・昭和 4 6 年 1 0 月 2 0 日 改正
 - ・昭和 6 0 年 5 月 1 6 日 一部改正
 - ・昭和 4 7 年 4 月 2 7 日 名称及び一部改正
 - ・平成 元年 5 月 1 1 日 一部改正
 - ・昭和 4 8 年 2 月 2 日 一部改正
 - ・平成 8 年 5 月 3 1 日 一部改正
 - ・昭和 5 1 年 3 月 1 6 日 一部改正
 - ・平成 1 5 年 6 月 2 日 一部改正
 - ・昭和 5 3 年 5 月 1 9 日 一部改正
 - ・平成 1 8 年 2 月 2 4 日 一部改正
 - ・昭和 5 4 年 5 月 1 1 日 一部改正
 - ・平成 1 6 年 2 月 2 0 日 一部改正
 - ・平成 1 8 年 2 月 2 4 日 一部改正
 - ・平成 1 8 年 5 月 2 6 日 一部改正
 - ・平成 2 1 年 5 月 2 9 日 一部改正
 - ・平成 2 3 年 5 月 2 7 日 一部改正
 - ・平成 2 4 年 5 月 2 5 日 一部改正
 - ・平成 2 5 年 2 月 8 日 一部改正
 - ・平成 2 8 年 5 月 1 7 日 一部改正
 - ・令和 元年 5 月 1 4 日 一部改正

北海道聴覚障害教育研究会運営細則

- 1 この細則は、北海道聴覚障害教育研究会（以下「北聴研」という。）研究推進協議会の決議に基づいて実施する。
- 2 北聴研としての研究活動は、次により推進する。
 - (1) 研究期間は3年間とし、研究主題を設定して研究を深める。
 - (2) 各学校を研究母体とし、部会構成して研究を推進する。
 - (3) 各学校の研究の推進と交流に努める。
 - (4) 必要に応じて北聴研課題研究を推進する。
 - (5) 研究大会は毎年1回開催し、会場校において、①授業研究、②全体会、③部会の研究の場を設定する。
 - (6) 授業研究は、北聴研研究主題及び、学校研究主題を踏まえた、授業研究や研修の機会とする。
 - (7) 全体会は、北聴研研究主題、学校研究主題及びその他全体協議を必要とする研究の発表、講演等、研究・研修の機会とする。
 - (8) 次の部会を構成し、主題にそって研究を推進する。
 - ア 授業研究部会
 - ①乳幼部会
 - ②幼稚部部会
 - ③乳幼・幼稚部部会
 - ④小学部低学年部会
 - ⑤小学部高学年部会
 - ⑥中学部・高等部部会
 - ⑦重複障害教育部会
 - ⑧寄宿舍部会
 - ※ 授業研究部会は、会場校の児童生徒の状況等に応じて、会場校が設定することができる。
 - イ 研究発表部会
 - ①乳幼部会
 - ②幼稚部部会
 - ③小学部部会（教科、自立活動、道徳、特別活動、総合、その他）
 - ④中学部・高等部部会（教科、自立活動、道徳、特別活動、総合、その他）
 - ⑤重複障害教育部会
 - ⑥今日的諸問題部会
 - ⑦寄宿舍部会
 - ※ 研究発表部会は、①～⑦の部会を設定することができるが、必要に応じて部会を合わせて設定することができる。
 - (9) 研究大会の名称は「第○次第○回北海道聴覚障害教育研究大会」とする。
 - (10) 研究大会の運営を円滑にするため、大会運営委員会を設ける。
 - (11) 研究集録、事後集録（研究大会）、会報（事務局及び会場校）、会誌（北聴研課題研究の最終年度）を発行する。
 - (12) 研究大会の期日、日程、会場校、講師、助言者等は研究推進協議会で決める。
 - (13) その他研究大会の運営に必要な準備は、会場校が行う。
- 3 北聴研課題研究の円滑な推進を図るために、本研究次の会場校で連絡協議会を構成し、研究の推進と積み上げに当たる。
- 4 研究の成果は、全日本聾教育研究大会で発表交流する。
- 5 特別会員の研究大会への参加は、会場校と北聴研事務局と協議し決定する。なお、研究発表はできないものとする。

また、非会員は、参加費3,300円を支払うことで研究大会に参加できることとするが、研究発表はできないものとする。
- 6 北聴研の役員についての申し合わせ事項については、次のとおりとする。
 - (1) 北聴研の会長は、原則として事務局のある学校の校長とする。
 - (2) 副会長は、研究大会会場校の校長とする。
 - (3) 監事は、輪番とする。